

公 示 日：2022年12月7日（水）

調達管理番号：22a00786

国 名：ASEAN 共同体

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名：東南アジア地域 ASEAN 共同体 ASEAN-JICA フードバリューチェーン
開発支援プロジェクト基本計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2023年1月下旬から2023年3月中旬
- (2) 業務人月：現地 0.53、国内 0.65、合計 1.18
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間
 6日 16日 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2022年12月21日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
 ☆ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

☆ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年1月6日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定
します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ASEAN 加盟国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人
(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への
応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ASEAN 域内では、堅調な経済成長に伴い増加している中間層が牽引する形で、
食の安全及び付加価値が高い食品への関心・ニーズが飛躍的に高まっている。一
方で、脆弱なフードバリューチェーン（以下、FVC）及び不適切な利益の再配分
により、貧困ラインを下回っている伝統的な小規模農家が、同じ ASEAN 地域の
中に引き続き存在しているという現実もある。

一部を除く ASEAN 加盟諸国において、農業は主要な雇用機会・収入の源であ

り、食料および栄養安全保障の担保とも併せ、依然として最重要セクターのひとつである。しかしながら、経済及び社会的な重要性にもかかわらず、人口増加、高齢化社会、気候変動、経済のグローバル化、急速な技術革新、等、農業セクターは多様な課題に直面しており、これらが FVC に不安定さと複雑さを与えている。このように、生産現場から消費の現場までを結ぶ FVC の全体を俯瞰し、ボトルネックの解消へ取り組むことが、農業及び食産業セクターの更なる開発には必要である。また我が国の食品製造業界並びに食品関連企業（機械、流通/サービス含む）において、ASEAN は非常に魅力的な市場ととらえられており、今後積極的に進出を考える企業も増加していることから、JICA の技術協力にはこれら企業の活動を支援する役割も期待されている。

ASEAN 域内各国は、それぞれ FVC 構築・強化に取り組んでいるが、地域協力機構である ASEAN も、FVC の構築を食料安全保障及び持続的な開発におけるキーワードのひとつと認識しており、近年の「Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry (2016-2025)」、「Strategic Plan of Action on Food Security in the ASEAN Region (2015-2020)」等、多くの政策文書の中で FVC に言及している。

2018 年 2 月より、ASEAN と JICA は前述の政策文書等に添いつつ、①貿易の促進、経済の統合、市場アクセスを通じた基準、規定、検査、認定の統一、②バリューチェーンを通じた食料安全保障及び食品衛生の改善、③小規模農業及び中小企業による製品の国際的準拠による品質向上の 3 点を重視してプロジェクトの形成を図ってきた。毎年開催される ASEAN の農林業上級事務官会合(SOM-AMAF) + 3（日、中、韓）においても、2018 年の会合から本案件が議題に載せられおり、加盟国からは高い関心が寄せられている。2019 年から 2020 年に実施した「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査」で協力のフレームワークを検討した後、2020 年 6 月には「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の要請内容にかかる ASEAN 内部の審査が開始され、2021 年 10 月に日本政府へ要請書が提出された。その後 2022 年 11 月に本プロジェクトは採択・通報された。なお、円滑な協力立ち上げを図るべく、ASEAN 内の組織や関連する政策、ガイドライン等を整理する「ASEAN 共同体におけるフードバリューチェーン強化の取り組みに係る情報収集・確認調査」を現在実施中である（2022 年度中に完了予定）。

本プロジェクトに関し JICA は、段階的に計画策定を行ったうえでプロジェクトの本格活動を実施することとし、計画策定の第一段階として基本計画策定調査を実施することとなった。基本計画策定調査は、①本格協力実施に必要な情報を収集・整理し、実施方法・留意事項について基本計画策定調査結果にまとめること、②ASEAN を対象に関連事業を実施する他ドナーとの役割分担・連携方針を

確認すること、③ASEAN 事務局や ASEAN 内の関連組織と協力の枠組みについて確認・協議し、討議議事録 (R/D: Record of Discussions) 及び添付の PDM (Project Design Matrix)、PO (Plan of Operations) を含む基本計画に係る合意文書を締結することを目的として実施するものである。なお、その後本プロジェクトを開始し、その中で計画策定の第二段階である詳細計画策定フェーズにおいて基本計画の見直し及び R/D 等の改訂を行い、本格活動実施フェーズに入ることを想定している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、基本計画（上位目標、プロジェクト目標、成果、主な活動等）の取りまとめに向けて、協力計画策定のために必要な担当分野に係る以下の調査を行う。

（1）国内準備期間（2023年1月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 先行調査等をレビューし、教訓や本プロジェクト実施にあたっての留意点を検討する。
- ③ ASEAN 事務局、ASEAN 内の関連機関、SOM-AMAF の各国フォーカルポイントや、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前に JICA に提出する（JICA から関連機関へ配付の予定）。
- ④ プロジェクトの PDM 案、PO 案の担当分野関連部分を検討する。
- ⑤ 調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2023年1月下旬～2月中旬）

- ① 訪問国（順にタイ、ベトナム、インドネシア）に所在する JICA 事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクトに関連する4つのワーキンググループの議長国において、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、JICA のプロジェクトの枠組みを説明するとともに、国内準備期間で作成した質問票に沿って、協力内容や活動の進め方について協議し、PDM 案や PO 案に反映する。更に、出席した協議の議事録を作成する。当該ワーキンググループとその議長国は以下の通り。

ア) ASEAN Sectoral Working Group on Agricultural Cooperatives (タ

イ)

- イ) ASEAN Sectoral Working Group on Crops (ベトナム)
- ウ) ASEAN Sectoral Working Group on Fisheries (インドネシア)
- エ) ASEAN SPS Contact Points (インドネシア)

- ③ ASEAN事務局において、事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。ASEAN事務局における協議には、要請書で提案があった4つの成果（農業生産工程管理にかかるASEANガイドライン、衛生と植物防疫のための措置、水産物のフードバリューチェーン、フードバリューチェーンに基づく官民連携の4つで、関連するワーキンググループと必ずしも1対1対応でないことに留意）毎にASEAN内の関係者とオンラインで実施する会議も含む。調査する主な内容は、具体的には以下のとおり。

- ア) 要請背景・内容
- イ) 関連する計画、政策、制度
- ウ) 関連各組織
- エ) 関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- オ) JICAとの技術協力に当たって留意すべき事項

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、地域協力機構との技術協力プロジェクトであることに留意し、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ ASEAN事務局に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAインドネシア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2023年2月中旬～3月上旬）

- ① 案件概要表（案）作成に協力する。
- ② 帰国報告会、調査団内の打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000045226.html>

告する。

③担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書

2023年3月3日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 案件概要表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒バンコク⇒ハノイ⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。

（２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

ASEAN 事務局の建物に入館するためには 72 時間以内の PCR 検査の結果提出が求められます。調査期間中、インドネシアで 3 回の検査が必要になると見込まれますので、そのための検査代を、適宜見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年1月31日～2月15日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員1名（ASEAN協力）と同行程で調査を実施します。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) フードバリューチェーン（外部有識者）

エ) 食品安全（JICA）

オ) ASEAN協力（JICA）

カ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

各国のJICA事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：必要に応じて

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じてアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：必要に応じてJICA事務所の会議室（ネット環境完備）において執務することもあります。基本的には宿泊ホテルでの執務となります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・「ASEAN-JICAフードバリューチェーン開発支援プロジェクト説明資料」

- ・「ASEAN共同体におけるフードバリューチェーン強化の取り組みに係る情報収集・確認調査」プロGRESS・レポート（案）

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「ASEAN-JICAフードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000045226.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、各事務所と常時連絡が取れる体制とする様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上